

著作物利用許諾協定書（標準）

社団法人〇〇〇学会（又は〇〇〇株式会社等）（以下「甲」という）と奈良先端科学技術大学院大学（以下「乙」という）とは、甲が著作権を有する著作物を利用することについて、次のとおり協定を締結するものとする。

（著作物の利用の許諾）

第 1 条 甲は、甲が著作権を有する著作物について、乙がこの協定に定める範囲内で利用することを許諾するものとする（以下、この条に定める定義を「利用許諾」という）。

（利用許諾の範囲）

第 2 条 利用許諾は、次の各号に掲げる範囲のとおりとする。

(1)利用許諾する著作物（以下「許諾対象物」という）は、甲が発行する次の図書とする。

〇〇技術報告書（第 1 号以降）

〇〇論文集（第〇号以降）

(2)利用許諾は、乙が第 3 条に定める利用方法により、許諾対象物を利用する範囲に限定するものとし、この利用範囲の複製権、放送権、有線送信権、伝達権等の著作権を許諾したものとする。

(3)前号に基づき許諾する複製権等の著作権は、乙が利用する権利を許諾するものであって、著作権を甲から乙へ移転するものではない。

(4)利用許諾は非独占的権利であり、甲は乙以外の第三者に対してこの協定と同等の許諾を行う権利を保持しているものとする。

（許諾対象物の利用方法）

第 3 条 この協定に基づき乙が許諾対象物を利用する方法は、次の各号に掲げるとお

りとする。

- (1)許諾対象物の内容を、デジタル化して統合的なフォーマットに変換し、ハードディスク、磁気テープなどに蓄積することにより、乙の附属図書館の運営に必要なデータベース（以下「電子図書館データベース」という）を作成すること。
- (2)許諾対象物から乙の附属図書館に必要な検索情報（書誌情報、目次情報等。以下同じ）を作成し、これを電子図書館データベースに統合して蓄積すること。
- (3)乙に設置されている電子計算機用の通信回線（以下「全学情報ネットワーク」という）に接続されたワークステーションを使用して、電子図書館データベースを使用すること。
- (4)前号による電子図書館データベースの使用は、電子図書館データベースに蓄積された検索情報、本文情報を検索又は閲覧すること、及び全学情報ネットワーク又はワークステーションに附属するプリンター装置により、これらの内容を印刷することをいうものとする。

第4条 前条に基づき、検索、閲覧及び印刷して使用する者は、乙に所属する教職員及び学生に限定する。

2. 前項の教職員及び学生には、乙が臨時的に雇用する教職員及び研究生、聴講生等を含むものとする。

第5条 乙が、第3条及び前条に定める利用方法により、著作権法（昭和45年法律48号）（以下「法」という）第3節第5款「著作権の制限」に定める範囲内の複製、引用等を行うことについて、甲は意義を申し立てないものとする。

（利用の条件）

第6条 乙が許諾対象物を利用するについては、次の各号に定める条件を遵守しなければならない。

- (1)情報の発生元を表示すること。
- (2)許諾対象物の内容は原則として変更しないこと。

(3)検索・閲覧および印刷は非営利に限定すること。

(4)著作者の表示の削除又は変更をしないこと。

第7条 乙は、この協定により得た利用許諾の権限を、乙以外の第三者に対して譲渡又は譲与すること等は一切できないものとする。

(データベースの著作権)

第8条 第3条に定める利用方法により作成された電子図書館データベースの著作権は、乙に属するものとする。

2. 乙は、甲の同意がない限り、甲以外の第三者に対して電子図書館データベースの複製、有線送信、提供等を一切行わないものとする。

(対価)

第9条 この協定に係る著作物の利用許諾については、甲の厚意により無料とする。

2. 乙が、許諾対象物を利用し電子図書館データベースを作成すること等に要する一切の経費は、乙の経費で行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成〇年〇月〇日までとする。

2. 前項の有効期間内に、甲又は乙から特段の申し出がない場合には、協定の有効期間をさらに1年間自動的に延長するものとし、その終了日以降も同様に自動延長を繰り返すものとする。

第11条 前条に基づく有効期間中に、次の各号に掲げる事態が生じた場合には、当該各号の定めによるものとする。

(1)甲が許諾対象物の発行を中止又は停止等をした場合には、その最終号が発行された翌月の末日をもって、この協定の有効期間が終了するものとする。

(2)甲が許諾対象物の著作権を乙以外の第三者に譲渡又は譲与した場合、法の定めにより著作権の保護期間が終了した場合、又はその他の理由により甲が著作権を有しないこととなった場合には、当該有しないこととなった日をもって、この協定が終了するものとする。

(協定終了の処置)

第12条 第10条及び前条によりこの協定が終了した場合には、その終了日までに乙が作成した電子図書館データベースは、協定の終了日以降も第3条から第5条に定める利用方法により、使用できるものとする。

2. この協定の終了が第11条第2号に定める譲渡又は譲与である場合には、甲は譲渡等の相手方に対して、この協定の継続を要請するものとする。

(協定の解除)

第13条 乙が、この協定に違反した場合には、甲はこの協定の中途解除を申し出ることができる。

2. 前項により協定の解除をした場合には、甲は第12条にかかわらず、電子図書館データベースの本協定に係る部分についての抹消を要求することができる。

第14条 この協定に定める事項に変更が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合には、双方協議の上これを改訂するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙それぞれが1通保管するものとする。

平成〇年〇月〇日

許諾者（甲）

社団法人 ○○○学会

理事長 ○○ ○○

利用者（乙）

奈良県生駒市高山町8916番地の5

奈良先端科学技術大学院大学

附属図書館長 ○○ ○○